

「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画  
環境影響評価準備書」についての  
意見の概要と事業者の見解の一部補正

平成30年2月

株式会社神戸製鋼所



No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>等、内容の検討を行うこととなっております。</p> <p>新設発電所についても、運転開始以降は同様の対応を行ってまいります。</p>
137	<p>◎いずれの予測についても既設機があるのだから、その時予測した値と結果から予測方法の妥当性を検証してから、新設の予測を評価すべきである。予測の方法が判っていない調査会社がマニュアル通りに実施しただけの結果であり、妥当性が検証されていない限りにおいて全くの無駄仕事であり、絵空事の予想である。</p> <p>既設が定期点検で停止した時と2台運転していたときの排ガスデータを比較することで、その影響は容易にわかるはず。</p>	<p>本計画においては、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、環境影響評価手続きを実施しております。</p> <p>調査、予測及び評価にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年5月、経済産業省）（以下、「発電所アセスの手引」という。）を参考に他の発電所の環境影響評価において実績があり、信頼性のある予測手法を用い、神戸発電所に係る環境調査結果を精査し、現況の再現性、予測手法、特殊気象条件下での大気質濃度等を検証して環境影響評価を行いました。</p>
138	<p>11. 準備書の抜本の見直し</p> <p>準備書には不備、不作為、未検討、未熟と判断されるものが10項目もある。</p> <p>本準備書は、環境だけでなく社会全体に甚大かつ不可逆的な変化を及ぼす施設のアセスメントであるにもかかわらず、不適格と言わざるを得ない。これでは、公害・健康被害者、近隣住民、神戸市民、兵庫県民、近隣市町村民は誰一人として不安の解消や納得はできない。よって、抜本的な見直しを求める。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価業務の一部を実績のある専門業者に委託して適正に調査、予測及び評価を実施し、結果については、国、県及び市において、学識経験者などから構成される審査会等で、専門的見地から審議頂くことになっており、調査結果等の客観性、信頼性は確保されるものと考えております。</p>
139	<p>OP367 NO.13の事業者の見解</p> <p>他の発電所の環境影響評価において実績とあるが、単に古いから使用頻度が高いにすぎない。赤信号みんなで渡りますでしかない。よって、科学的に説明すべき</p>	
140	<p>○質問4 環境値の値は、計測機器の校正が適切に実施され、人為的な補正がされていないことが大前提です。2006年に神戸製鋼殿の神戸・加古川製鉄所では大気汚染防止法、電気事業法に反する行為が行われました。基準値を超過した排ガスデータ値が出た時に、データ改ざん、人為的にエラー信号を神戸市へ送り、データを誤魔化した不祥事の実績があります。その後、2009年には貴社組合応援の県・市議会議員へ違法献金をすることで政治資金規正法違反の疑いがあり、当時の犬伏社長と会長が法令違反の再発の責任を取り辞任されました。2016年には関連子会社でのバネ検査でJIS基準不合格品を特別採用として出荷し、JIS法違反を犯していたことが暴露され社会からの信用を再再度失いました。大阪国税局からの指摘も数年おきにありますが、1度あることは2度、3度あるといいますが、のど元過ぎればまたかという状態です。当時の対策として新組織の設立、従業員教育とあったらしいですが、根本的なことが解決されない限り、再発防止とはならないと考えています。告発した社員・関係者を罰しない。むしろ昇格させるなどの人事処遇の改善、環境計測値は第三者機関に委任し監査を入れる、かつ運転中に環境値を超えた場合、人為的に調整するのではなく、自動機能により調整・停止動作する機能を付けることなどしないと、現在のデータの信憑性が疑われ、過去と同様にデータが人為的に操作されているのではと疑わざるを得ません。また、発電所を運営するのは子会社の為、本社から稼働率を落とさないように暗黙の圧力がかかり、あることもなかったことになり小さな事故の見逃しが重なり、いつか大事故を発生させかねない事態に陥りかねません。JR西日本のホーム</p>	<p>当社は、平成18年の加古川製鉄所、神戸製鉄所におけるばい煙問題を契機に、事業所の環境管理において法令遵守に対する取り組みを強化しております。</p> <p>事業にかかわる法令の遵守を徹底するとともに、コンプライアンスに対する感度の高い組織文化の醸成を目指して、継続的に取り組んでおります。</p> <p>さらに、2017年度より当社グループが持続的に発展していくことを目指した活動として、「KOBELCOの約束 Next100プロジェクト（次の100年に向けた活動）」を開始しております。</p> <p>この中で、「高い倫理観とプロ意識の徹底」として、「法令、社内ルール、社会規範を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観とプロとしての誇りを持って、公正で健全な企業活動を行います。」との誓いを社内外に示し、CSR、コンプライアンス、安全、品質管理などを含めた全ての企業活動に落とし込み、グループ内外に浸透させていくことによって、当社グループの持続的発展及び企業価値向上を目指しております。</p> <p><u>昨年、当社ならびに当社グループ製品の一部に関する不適切な行為が判明したことを重く受け止め、信頼回復に向け、全社一丸となって、一層の努力を続けてまいります。</u></p> <p>神戸発電所を含めた神戸製鉄所全体のばい煙発生施設で連続測定しているばい煙排出濃度については、神戸市との間で締結している「環境保全協定」</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>ページではいまだに尼崎脱線事故を風化させないようにトップページに反省が読み取れます。一方、神戸製鋼さんのホームページでは過去の過ちが一切語られず、あたかもそのような過去は無く昔から環境に優しい企業像に見て取れます。これでは当時の苦労を経験した責任者やスタッフもうかばれず、若手に教訓が伝承されず、不正が再発しかねません。</p> <p>前置きが長くなりましたが 環境データの改ざんを二度と発生させない、運転中に排ガスが規制値を超過してもデータで規制値内に入るように計算機内で自動補正されていないという担保はどこにありますか？特に水銀排出が対象となる改正大気汚染防止法では改ざんしたら罰則規定が付与されます。これまでの御社の社会から受けている信用状況、あるいは度々報道される不祥事（数年おきにある大阪国税局からの指摘含む）では企業ガバナンスが機能していないように思えます。このような状況で貴発電所から出る排ガスデータの信頼性を信用してもらうには第三者機関に依頼して公正な検知で計測を実施してもらうしかないように思うのですが知何でしょうか？</p>	<p>に基づき、常時、神戸市へテレメータ送信し、ご確認いただいていることに加え、月ごとに神戸発電所及び神戸製鉄所の環境測定データを取りまとめ、各月の情報を、当社ホームページで公開しております。</p> <p>また、毎年度、神戸発電所を含む神戸製鉄所全体のばい煙（発電所のばい煙中の水銀等重金属濃度を含む）や水質の測定結果を「環境保全報告書」として取りまとめ神戸市に報告しております。報告書の内容については、神戸市が元データとの照合確認等、内容の検討を行うこととなっております。</p> <p>新設発電所についても、運転開始以降は同様の対応を行ってまいります。</p> <p>一方、昨年10月に公表いたしましたとおり、当社及び当社グループ会社において、お客様との間で取り交わした製品仕様に適合していない一部製品につき、検査証明書のデータの書き換え等を行うことにより、当該仕様に適合するものとして出荷していた事実が判明いたしました。多くの皆様に、多大なご心配、ご迷惑をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。</p> <p>環境アセスメントは、環境影響評価法で、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の見地からよりよい事業計画を作り上げていくための制度として定められています。</p> <p>本計画に伴う環境アセスメントにおいては、調査、予測の業務は、大気環境、水環境、動物、植物など自然的状況から社会的状況まで広範囲にわたっており、専門的な技術を要することから、業務実績のある専門の業者に委託して実施し、客観性、信頼性が確保されるよう努めてまいりました。</p> <p>当社製品に関する不適切行為が判明したことを受け、兵庫県及び神戸市は、連携して、当社が提出した準備書における数値データ等について検証を実施されましたが、その結果、一部の数値に記載の誤りや集計ミス等はあったものの、問題はないとのご評価を頂きました。</p> <p>この検証において、神戸市は、当社の神戸製鉄所の立ち入り調査を行われ、ばい煙発生施設からの排出ガスの過去3年分の計量証明書の精査や、神戸市へテレメータ送信しているデータと、製鉄設備や神戸発電所の排ガスの連続測定機器の過去3年分の記録紙の精査を実施されています。精査の結果、測定記録について不適切な処理が行われていないことを確認したとのコメントを頂いております。</p> <p>また、経済産業省及び環境省から準備書に関するデータの取り扱いについて検証の要請を受けたこと、及び、今般の不適切行為により当社に対する社会的信頼が損なわれたことを真摯に受け止め、準備書の信頼性に万全を期するため、準備書及び準備書審査の手続きにおいて公開した補足説明資料につい</p>
141	<p>&lt;その他&gt; 意見14：提出データの検証について 事業者による工場の環境データ改ざん事件が2006年に明らかになっていることを踏まえると、事業者は公開データに不正がないことを第三者にチェックさせた上で公表する体制を整え、発電所稼働中にその運用に責任をもつべきである。チェックは、事業者の不正行為の前歴があることを踏まえた、万全の体制とする必要がある。また、この過去の経緯から、事業者が行う環境影響評価は中立的な機関に委託するのが望ましいと言える。しかし、p1473に記載されている環境影響評価を委託した事業者の名称などによると、自社の関連会社や、電力の売り先である関西電力の関連会社に調査を委託している。これでは、事業者の社会的信用度からすると信頼を得ることは難しく、本準備書の第三者機関による検証が必要であると考え。準備書手続きのやり直しを強く求める。</p>	<p>環境アセスメントは、環境影響評価法で、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の見地からよりよい事業計画を作り上げていくための制度として定められています。</p> <p>本計画に伴う環境アセスメントにおいては、調査、予測の業務は、大気環境、水環境、動物、植物など自然的状況から社会的状況まで広範囲にわたっており、専門的な技術を要することから、業務実績のある専門の業者に委託して実施し、客観性、信頼性が確保されるよう努めてまいりました。</p> <p>当社製品に関する不適切行為が判明したことを受け、兵庫県及び神戸市は、連携して、当社が提出した準備書における数値データ等について検証を実施されましたが、その結果、一部の数値に記載の誤りや集計ミス等はあったものの、問題はないとのご評価を頂きました。</p> <p>この検証において、神戸市は、当社の神戸製鉄所の立ち入り調査を行われ、ばい煙発生施設からの排出ガスの過去3年分の計量証明書の精査や、神戸市へテレメータ送信しているデータと、製鉄設備や神戸発電所の排ガスの連続測定機器の過去3年分の記録紙の精査を実施されています。精査の結果、測定記録について不適切な処理が行われていないことを確認したとのコメントを頂いております。</p> <p>また、経済産業省及び環境省から準備書に関するデータの取り扱いについて検証の要請を受けたこと、及び、今般の不適切行為により当社に対する社会的信頼が損なわれたことを真摯に受け止め、準備書の信頼性に万全を期するため、準備書及び準備書審査の手続きにおいて公開した補足説明資料につい</p>
142	<p>2. データの信頼性と第三者機関による調査 一般的な民間企業であれば法律に則って行う環境アセスメントの調査には一定の信頼性が担保されよう。しかし、神戸製鋼所は過去に意図的な環境データ改ざん事件(※1)を起こしており、社会的信頼性は未だない。信頼性を高めるためには、過去にデータを改ざんした事実、経緯、結果、対応履歴について目的(P. 2.1-1)に記載して、その反省に立った事業計画の作成を明記しなければならない。また、神戸製鋼が行う環境アセスメントに関わる調査に対しては、関連・グループ企業や子会社やに委託せず、中立的な機関に委託しなければ信頼性はない。しかしながら、準備書に、調査開始前に委託先企業の役員名簿、資本関係、事業上の関係性等を公表するなどが明言されていない。環境アセスメントの制度的対応だけでなく、本調査において第三者機関や地元環境団体による立会、定期的な立ち入り調査など、多様な主体の意見を聞く場を作らなければならない。(※1 製鉄所における「ばい煙問題」について(2006年6月22日)株式会社神戸製鋼所ホームページ</p>	<p>に基づき、常時、神戸市へテレメータ送信し、ご確認いただいていることに加え、月ごとに神戸発電所及び神戸製鉄所の環境測定データを取りまとめ、各月の情報を、当社ホームページで公開しております。</p> <p>また、毎年度、神戸発電所を含む神戸製鉄所全体のばい煙（発電所のばい煙中の水銀等重金属濃度を含む）や水質の測定結果を「環境保全報告書」として取りまとめ神戸市に報告しております。報告書の内容については、神戸市が元データとの照合確認等、内容の検討を行うこととなっております。</p> <p>新設発電所についても、運転開始以降は同様の対応を行ってまいります。</p> <p>一方、昨年10月に公表いたしましたとおり、当社及び当社グループ会社において、お客様との間で取り交わした製品仕様に適合していない一部製品につき、検査証明書のデータの書き換え等を行うことにより、当該仕様に適合するものとして出荷していた事実が判明いたしました。多くの皆様に、多大なご心配、ご迷惑をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。</p> <p>環境アセスメントは、環境影響評価法で、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の見地からよりよい事業計画を作り上げていくための制度として定められています。</p> <p>本計画に伴う環境アセスメントにおいては、調査、予測の業務は、大気環境、水環境、動物、植物など自然的状況から社会的状況まで広範囲にわたっており、専門的な技術を要することから、業務実績のある専門の業者に委託して実施し、客観性、信頼性が確保されるよう努めてまいりました。</p> <p>当社製品に関する不適切行為が判明したことを受け、兵庫県及び神戸市は、連携して、当社が提出した準備書における数値データ等について検証を実施されましたが、その結果、一部の数値に記載の誤りや集計ミス等はあったものの、問題はないとのご評価を頂きました。</p> <p>この検証において、神戸市は、当社の神戸製鉄所の立ち入り調査を行われ、ばい煙発生施設からの排出ガスの過去3年分の計量証明書の精査や、神戸市へテレメータ送信しているデータと、製鉄設備や神戸発電所の排ガスの連続測定機器の過去3年分の記録紙の精査を実施されています。精査の結果、測定記録について不適切な処理が行われていないことを確認したとのコメントを頂いております。</p> <p>また、経済産業省及び環境省から準備書に関するデータの取り扱いについて検証の要請を受けたこと、及び、今般の不適切行為により当社に対する社会的信頼が損なわれたことを真摯に受け止め、準備書の信頼性に万全を期するため、準備書及び準備書審査の手続きにおいて公開した補足説明資料につい</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<a href="http://www.kobelco.co.jp/releases/2006/1175990_14786.html">http://www.kobelco.co.jp/releases/2006/1175990_14786.html</a> (2017年8月24日時点)	<p>て自主検証を行いました。</p>
143	<p>③2005年「公害物質の排出データを改ざん」の反社会的行為に対して、今後「コンプライアンスを遵守します」と国民に頭を下げて来られました。本計画で“環境負荷の削減対策”を求めた「市長意見」や「知事意見」の要請に全く背を向けておられますが「コンプライアンス」遵守の反省は一体どうなったのでしょうか。自治体の意見に正面から答えて下さい。</p>	<p>自主検証の結果、故意のデータの書き換え等の不適切行為は確認されませんでした。なお、自主検証の方法については外部の専門家である日本能率協会コンサルティング(JMAC)にご確認いただき、「確認の方法は、環境影響評価準備書作成の過程において、各データ提供者から受領したデータを手書き、手入力する部分に関するデータ改ざんの検出方法としては、JMACの検証の範囲において妥当と判断する」との評価をいただいております。</p>
144	<p>そもそも神戸製鋼は20年前の1997年石炭火力発電所設置の際も大気汚染物質が現状は増えるのに減るとごまかしてきた経緯があり、当時の市議会で大問題になりました。また2005年にはデータを改ざんし数値をごまかして報告してきたといういわば「前科」があります。今回も減ると宣伝していますが、第三者を交えた徹底した検証が必要ではないでしょうか。</p>	<p>以上のように、兵庫県、神戸市、当社の自主検証の結果を踏まえ、準備書に関するデータの取り扱いが適正であると考えております。</p> <p>なお、検証の結果、一部の数値に記載の誤りや集計ミス等があったことから、今後のアセス手続きにおいてはチェック等に万全を期して参ります。</p>
145	<p>神戸製鋼所は説明会において公害加害企業であるにもかかわらず、NO2、SO2のデータ改竄・隠蔽を行ったり、加古川の製鉄所部門においては煤塵の規制基準を現在においても超過したり、本増設計画の説明会において今目的には非常に甘い神戸市との二者間環境保全協定を持ち出し、『二者間協定を守って操業し、環境基準を越えるような事態を招かない限り計画に問題があるとは考えていない。』と言い放つ経営最優先の社会的責務を全く果たそうとしない企業である。神戸製鋼所にモラルを期待することはもはや不可能と言っていい。</p>	<p>準備書の内容については、国、県及び市において、学識経験者などから構成される審査会等で、専門的見地から審議頂くこととなっており、調査結果等の客観性、信頼性は確保されるものと考えております。</p>
146	<p>説明会において質問をし、回答を得たが十分な回答とは言いがたく、逆に計画推進にあたり大きな問題点を感じた。</p> <p>これらの問題点が解消されない中、市・県・環境省の意見を考慮して「計画見直し」を行うべきである。</p> <p>(1)影響評価結果はどう保証されるのか 企業として不誠実な態度が懸念される</p> <p>環境影響評価を行って「影響はない」としていても、その後に変動する運転状況により環境悪化となった場合、どのように対応するのかが明らかではない。</p> <p>神戸市との協定を結ぶとの回答があったとも聞くが、その「案文」程度はこの意見書の回答に添付いただきたい。</p> <p>逆に実効性のない例として、旧の神戸市高炉における違反事例、さらにデータ改ざんまで含む加古川市の同社製鉄所における違反事例が回答された。</p> <p>それらにおいても「違反」後も運転は継続しており、環境への少なからぬ悪化は避けられなくなっていた。</p> <p>また、今年2017年に入ったからも加古川製鉄所において「3カ月連続の基準超」が報告されている。しかしながら、この件においても自主的な「運転停止」などは行っておらず、企業の姿勢として環境悪化防止への誠実な態度があるとは思われない。</p>	<p>事後調査については、「発電所アセス省令」第31条第1項第1～4号の規定により、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、実施することとされています。</p> <p>本計画に係る環境影響評価については、準備書(P12.2-1～P12.2-23)「12.2 環境の保全のための措置」に掲載した環境保全措置を確実に実行することにより、予測及び評価の結果を確保できることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないものと考えております。</p> <p>このことから、準備書(P12.3-1～P12.3-8)「事後調査」に記載のとおり、本事業の実施に係る事後調査は実施せず、準備書(P12.2-24～P12.2-25)「12.2.4 環境保全措置に係る環境監視計画」に記載した環境監視を確実にを行うことにより、周辺環境の保全に努めてまいります。</p> <p>なお、「環境影響評価に関する条例」(平成9年兵庫県条例第6号)及び「神戸市環境影響評価等に関する条例」(平成9年神戸市条例第29号)に基づき、「対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、予測方法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、準備書に記載している環境保全措置の履行状況等を確認することを目的とした調査」について、今後、関係機関との協議、調整を行った上で、当該調査計画書を作成し、調査を実施い</p>